

●P36～65基本手当の全体像

算定基礎期間：

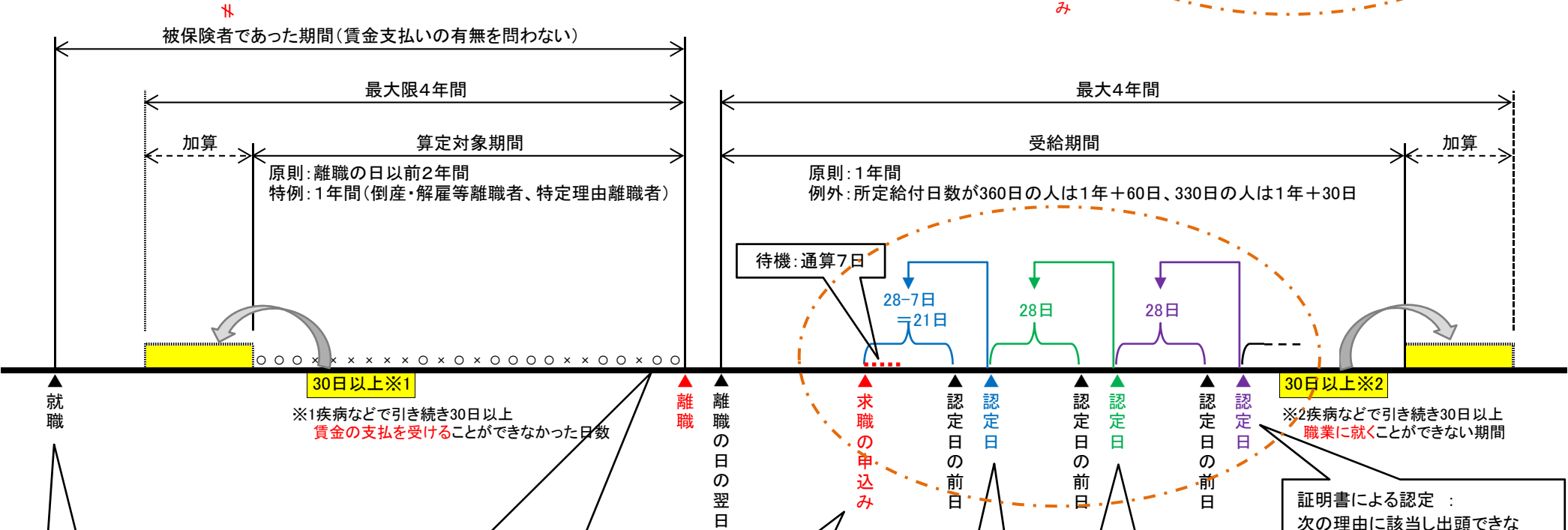
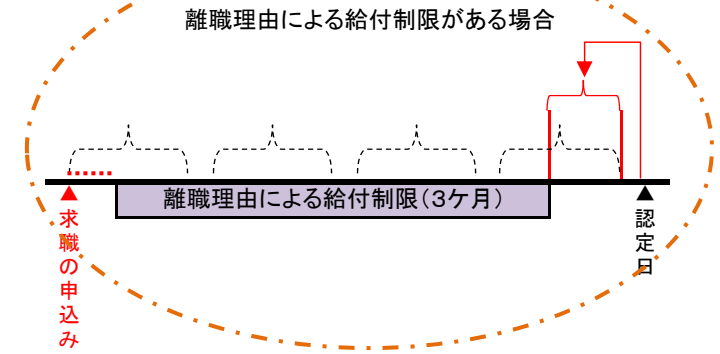
「基準日まで引き続いて同一事業主の適用事業に雇用された期間」と「離職後1年以内に被保険者期間を再取得した場合は、その前後の被保険者期間」を通算した期間

ただし、次の期間は除く

- ①基本手当などを受けたことがある場合、その給付に関わる離職の日以前の被保険者であった期間
- ②育児休業給付金の支給を受けたことがある場合は、その給付の支給に係る休業の期間

算定基礎期間 年齢 (以上～未満)	～	算定基礎期間				
		1年	1～5年	5～10年	10～20年	20年～
一般	年齢を問わず		3		4	5
就職困難者	45～65歳	5	12			
	～45歳		10			
特定受給資格者	60～65歳	3	5	6	7	8
	45～60歳		6	8	9	11
	35～45歳		3	6	8	9
	30～35歳		3	6	7	8
	～30歳		3	4	6	—

※覚えやすいよう、所定給付日数は1/30しています



適用事業に雇用される労働者は、適用除外に該当しない限り被保険者となる

被保険者期間：
①離職日からさかのぼって被保険者であった期間を1ヶ月ごとに区分し、各区分期間のうち賃金支払基礎日数が11日以上＝被保険者期間1ヶ月
②被保険者資格取得日から最初の資格喪失当日の前日までの日数が15日以上＆賃金支払基礎日数が11日以上＝被保険者期間1/2ヶ月

管轄職安に出頭し離職票を提出
→受給資格があれば職安所長が雇用保険受給資格者証を交付

最初に出頭した日から起算して4週間に1回ずつ
(職業訓練を受ける場合は1月に1回)

認定日の変更の申出：
やむを得ない理由のため出頭できない場合、受給資格者の申出により職安所長は認定日の変更ができる

証明書による認定：
次の理由に該当し出頭できなかったときは、理由がやんだ後の最初の認定日に証明書を提出することで、失業の認定を受けることができる
①疾病等(継続15日未満)
②求人者に面接など
③公共職業訓練を受ける
④天災その他やむを得ない理由